

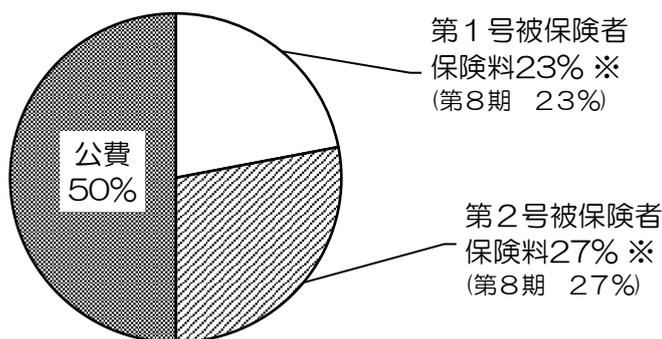
第9期介護保険事業計画期間における介護保険料設定案

1 保険料設定の基本的な考え方

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国、県、市)と被保険者(第1号、第2号)の保険料で負担するよう定められています。

市は、3年を一期とする介護保険事業計画において、必要となる給付費を見込み、保険料基準額を定めます。

第9期における介護給付費の財源構成

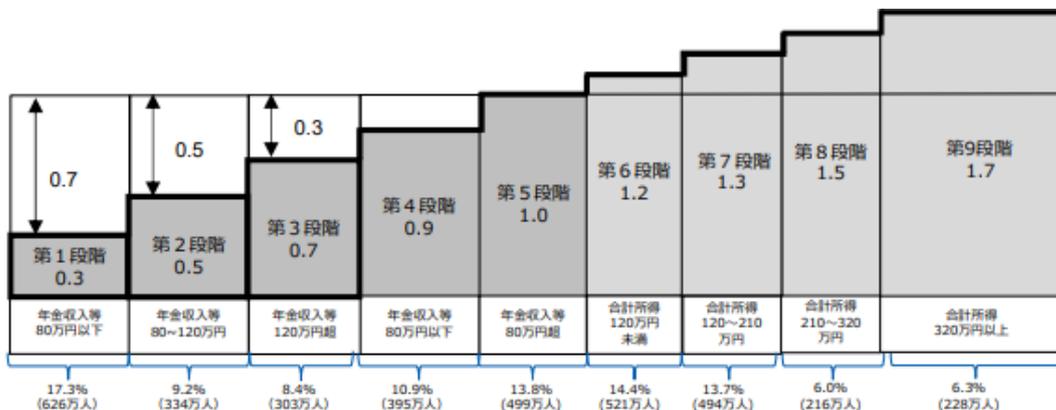


※参照：R5.11.6 全国介護保険担当課長会議資料より

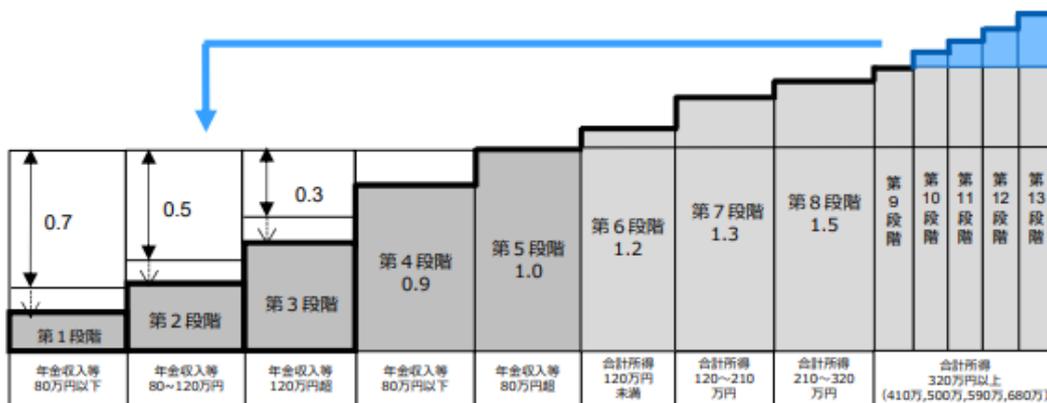
2 国の示す第9期介護保険料にかかる基準所得金額及び所得段階について

【参考：国の標準所得段階区分（現行制度及び第9期に向けた見直し例）】

<現行制度>



<見直し例>



※参照：R5.11.6 全国介護保険担当課長会議資料より

第9期における保険料設定にあたり、介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとして国は次のように示しています。

(1) 標準所得段階の設定

保険料の所得段階設定は、第8期の9段階[※]を1.3段階に多段階化し設定されています。

また、第1段階から第3段階の低所得者層の乗率設定については、多段階化によって生じた保険料財源を活用し乗率を下げることで保険料の上昇を抑制することとされています。

なお、本日時点で、市民税課税層の更なる多段階化や、各段階の乗率については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定を可能とすることが介護保険法施行令で定められています。

◎低所得者対策について…現時点では、第9期計画期間中における国の軽減措置に関する情報は出されておられません。

※ 第8期における小野市の所得段階として、市独自の段階(第1.0・1.1段階)を設定しています。

(2) 基準所得金額

第9段階から第1.3段階までを区分する基準所得金額は以下のとおり設定されています。

○基準所得金額

- ・ 第9段階と第1.0段階を区分する基準所得金額 410万円
- ・ 第1.0段階と第1.1段階を区分する基準所得金額 500万円
- ・ 第1.1段階と第1.2段階を区分する基準所得金額 590万円
- ・ 第1.3段階となる基準所得金額 680万円以上

3 小野市の第9期計画期間中における保険料設定の基本的な考え方

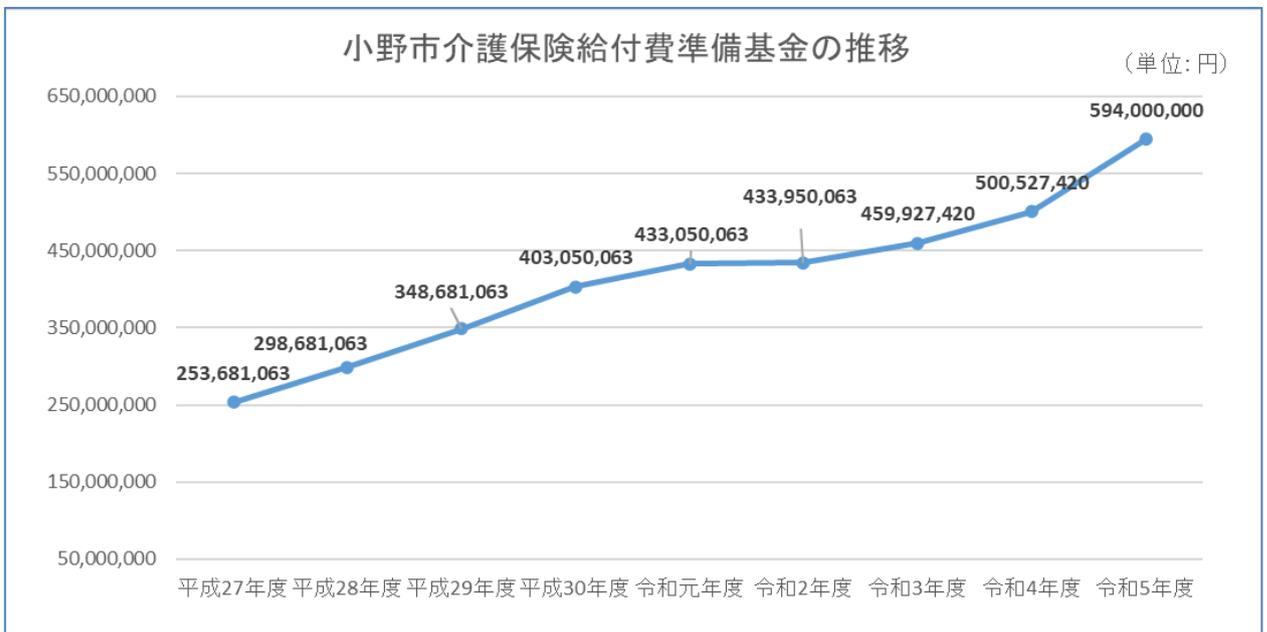
(1) 現行（第8期）の保険料基準月額（第5段階）・・・5,800円

【介護保険料（基準月額）の推移】

	第1期 (12~14年度)	第2期 (15~17年度)	第3期 (18~20年度)	第4期 (21~23年度)	第5期 (24~26年度)	第6期 (27~29年度)	第7期 (30~R2年度)	第8期 (R3~R5年度)
小野市	2,700円	3,100円	4,000円	4,000円	5,100円	5,300円	5,500円	5,800円
兵庫県平均	2,903円	3,310円	4,306円	4,312円	4,982円	5,440円	5,895円	6,001円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円

(2) 基金の推移

【介護給付費準備基金の状況】



(3) 第9期における保険料基準月額シミュレーション結果 (R5.12.12現在)

「見える化システム」で、第9期における保険料基準月額のシミュレーションを行いました。

	保険料 基準月額	基金残高 (R5年度末見込額)
1	基金取崩しなし	6,102円 5億9,400万円
2	1. 5億円取崩	5,810円 4億4,400万円
3	基金全て取崩	4,947円 0円

なお、上記シミュレーション値には、第9期における報酬単価が未反映です。

報酬単価反映後にシミュレーション値が変動する可能性があります。

4 小野市における各所得段階及び各所得段階における基準所得金額について

<事務局（案）>

- ・第1段階から第13段階まで、国の示す標準段階及び基準所得金額等に合わせる。

※注1 第9期事業計画：令和6～令和8年度			8期
所得段階	保険料率	対象者	保険料率
第1段階	0.445	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.45
第2段階	0.68	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75
第3段階	0.69	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている人	0.75
第4段階	0.90	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.90
第5段階	1.00	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている人	1.00
第6段階	1.20	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	1.30	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	1.50	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	1.70	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	1.70
第10段階	1.90	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	1.80
第11段階	2.10	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	2.00
第12段階	2.30	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	－
第13段階	2.40	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が680万円以上の人	－

※下線部分は、国の示す基準所得金額を反映している

※注1この保険料率は未確定

【参考】8期は国の軽減措置により、低所得層(第1～3段階)の保険料率が軽減となった。

<8期保険料率>第1段階：0.3、第2段階：0.5、第3段階：0.7

※参考 第8期の小野市における所得段階区分及び保険料

第8期事業計画：令和3～令和5年度		
所得段階	保険料率	対象者
第1段階	0.45	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	0.75	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	0.75	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階	0.90	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階	1.00	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階	1.20	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第10段階	1.80	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	2.00	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人

＜事務局（案）の設定理由＞

事務局案としては、国が示す所得段階数に変更したいと考えます。

- ①所得段階については、第6期～第8期において既に国の標準9段階に加え、小野市独自の段階（10・11段階）を設定し、高所得層から相応の負担を求めている。
- ②第9期事業計画に向けた国が示す標準段階13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げにより所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある。また、積みあがった基金を取り崩すことで保険料基準額の上昇を抑える。
- ③第13段階の高所得者層は全体の1.2%にとどまっていることから、これより上の段階を追加しても保険料歳入額への効果が薄い。

（参考：これまでの経緯）

【第4期計画】第7段階を設け、「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の被保険者」については、保険料率を「基準額×1.75」とした。

【第5期計画】「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の被保険者」を対象に保険料率「基準額×2.0」とする保険料段階を設定。

【第6期計画】所得の高い方には相応の負担を求める観点から、国の標準9段階に加え市独自段階として10、11段階を追加設定。

【第7期計画】第6期計画を継承。

【第8期計画】第6期計画を継承。

<所得段階別被保険者数見込み>

所得段階	R6年度		R7年度		R8年度	
	被保険者数	構成比率	被保険者数	構成比率	被保険者数	構成比率
第1段階	1,607人	11.5%	1,608人	11.5%	1,603人	11.5%
第2段階	1,293人	9.3%	1,294人	9.3%	1,290人	9.3%
第3段階	1,143人	8.2%	1,144人	8.2%	1,141人	8.2%
第4段階	1,421人	10.2%	1,422人	10.2%	1,417人	10.2%
第5段階	2,479人	17.8%	2,480人	17.7%	2,473人	17.8%
第6段階	2,533人	18.1%	2,535人	18.1%	2,527人	18.1%
第7段階	1,999人	14.3%	2,001人	14.3%	1,995人	14.3%
第8段階	789人	5.7%	789人	5.6%	787人	5.6%
第9段階	241人	1.7%	241人	1.7%	241人	1.7%
第10段階	148人	1.1%	148人	1.1%	148人	1.1%
第11段階	90人	0.6%	90人	0.6%	89人	0.6%
第12段階	49人	0.4%	49人	0.4%	49人	0.4%
第13段階	171人	1.2%	171人	1.2%	170人	1.2%
計	13,963人	100%	13,972人	100%	13,930人	100%

5 市独自減免制度の継続

第8期中でも設定のあった生活困窮者等に対する市独自の介護保険料減免制度について、第9期においても継続実施するかどうかを検討する必要があります。

事務局案としては、生活困窮者の減免制度の利用実績や納付勧奨効果を考慮すると、第9期においても市独自の減免制度を継続させる必要性があると考えます。

【市独自減免制度】(案)

減免対象者	現行の減免基準	減免内容	
		現行(第8期)	改正案(第9期)
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が60万円以下(世帯員が2人目から1人増すごとに1人につき20万円を加算する。) ・課税者に扶養されていないこと等 	【第1段階】 保険料の2分の1を減額 (基準額×0.25相当額まで軽減)	現行維持
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が90万円以下(世帯員が2人目から1人増すごとに1人につき45万円を加算する。) ・課税者に扶養されていないこと等 	【第2段階】 保険料の3分の1を減額 (基準額×0.55相当額まで軽減)	現行維持
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の年間世帯収入金額が2人世帯で165万円以下(世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人増すごとに45万円を加算する。) ・課税者の扶養されていないこと等 	【第3段階】 保険料の3分の1を減額 (基準額×0.55相当額まで軽減)	現行維持

※減免の割合については現時点での案となっており、今後、国の所得段階別保険料率、公費負担割合等が決定次第、最終決定するものとします。